

岩手県告示第 560 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成 18 年 4 月 5 日次のとおり国土調査として指定した。

平成 18 年 4 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市末崎町字中野、細浦、猪川町字善蔵敷、富岡、大船渡町字富沢の各一部
- 3 調査期間 平成 18 年 4 月 5 日から平成 19 年 3 月 31 日まで